事業報告書　2022年4月1日～2023年3月31日

第1号事業 「被害者に対する電話相談及び面接相談事業」

項　　目	業　　務　　内　　容
1 電話相談 （手紙、FAX、メールを含む）	総件数 5,509件（前年度件数4,814件）　月平均 459件 （相談者数 1,610名 ～ 男性 476名、女性 1,121名、その他 0名、不明 13名） 4月 430　5月 399　6月 452　7月 446 8月 417　9月 514　10月 485　11月 511 12月 510　1月 412　2月 419　3月 514
被害別受理状況	・殺人 983　・DV 34 ・強盗 110　・ストーカー 89 ・強制性交等 1169　・交通被害 680 ・強制わいせつ 832　・財産的被害 168 ・他の性被害 197　・その他の被害 182 ・暴行・傷害 668　・死別、自殺 7 ・虐待 9　・その他 381
相談結果	5,509件中
助言等	（5,168件）
面接引継	（128件）
他機関等の教示・紹介	（213件） 内訳 ・弁護士関係 82 ・東京都相談関係機関 38 ・警察 25 ・精神保健関係 19 ・女性相談窓口 15 ・民間相談機関 15 ・福祉関係 12 ・他府県支援組織 6 ・検察、裁判所関係 1 ・医療関係 0
相談実施時間	・ 総実施時間（電話のみ）　38,935分（約649時間） ・ 平均実施時間　約11分／回
2 面接相談 （ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ）	総件数 1,359件（前年度件数 981件）　月平均 113件 （相談者数 230名 ～ 男性 64名、女性 166名） 4月 107　5月 81　6月 105　7月 119 8月 119　9月 134　10月 130　11月 134 12月 126　1月 88　2月 94　3月 122

	面接相談については、電話等による相談内容から判断して、早期に情報提供等の支援が必要な人や、精神的被害等を受けて、継続的な面接が必要な人に対して実施している。 2020年度からは東京都が行う経済的支援制度の説明と申請書類作成の補助を行っている。
被害別 受理状況	・殺人 262　・暴行・傷害 165 ・強盗 12　・交通被害 159 ・強制性交等 484　・その他の被害 8 ・強制わいせつ 255　・その他 3 ・他の性被害 11
相談結果 (230名中)	・ 面接継続中 106 名 ・ 終結 124 名
相談の端緒 (230名中)	・電話相談 35 名 ・他機関等からの紹介 93 名 (うち、警察情報提供から 34 名) ・同行家族等 29 名 ・来所者 7 名 ・昨年度からの継続 66 名
支援内容	ケース 傷害(被害者～40代) 「深夜、友人と外出中に見知らぬ男から突然襲われ、顔を強打されるなど全治2ヶ月の被害にあった。入院もしたので見舞金支給制度を使いたい」と電話相談があった。 面接でお話をうかがうと「外に出るのが怖い。辛くて会社へ行けない。空腹は感じるが少ししか食べられない。過呼吸になっていまうことがある。周囲に迷惑をかけてしまっているのが心苦しい」などと被害後の自身の変化や心情を語った。心理士によるカウンセリングで、被害後の症状の軽減に有効であるPEプログラム(トラウマ焦点化認知行動療法)を提案したところ、不安を感じながらも今の状況を抜け出したいと取り組む意欲をみせた。10回にわたるセッション終了後は「辛いこともあったが、終了後は恐怖や後悔などが緩和され、落ち着いた生活を送れるようになった。受けて良かったと思う」と感想を述べた。 今後はフォローアップの面接や刑事手続の支援を継続予定である。 ＊ 事例には若干の変更を加えている。 2008年4月から開始された東京都との協働事業において、精神科医及び臨床心理士による専門的な精神的ケアを、必要に応じて提供できるようになった。従来からの相談員による相談・支援活動に加え、専門家による精神的ケアを同時に提供することによって、より効果的な支援が可能となっている。 今後も被害者の状況に応じて相談員と臨床心理士が連携を図り、それぞれの役割を生かしながら適切な支援を行っていきたい。
相談実施時間	・ 総実施時間 78,278分(約1,305時間) ・ 平均実施時間 約58分／回

第2号事業 「被害者への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業」

被害者への直接的支援事業	2001年4月から本事業を開始し、警察署、病院及び裁判所等への付添い、自宅訪問等の支援を行っている。
支援対象	総対象者 154名 （前年対象者数 135名） ・殺人 42　・暴行・傷害 13 ・強盗 3　・交通被害 25 ・強制性交等 40　・その他の被害 1 ・強制わいせつ 30 ・他の性被害 0
支援状況	総件数 635件 （前年件数 521件）　月平均 53件 ・裁判所付添 129　・自宅訪問 9 ・代理傍聴 35　・関係機関付添 181 ・検察庁付添 128　・病院付添 3 ・警察署付添 18　・その他 132 ※「その他」とは、ケース会議や送迎等である。
支援内容	ケース 性被害（被害者～20代） 職場の同僚からの被害。ホームページを見て電話相談があり、面接に導入した。「同僚ということで、どう対処したらよいか悩んだが、友人の助言もあり被害届提出を決意した。加害者は逮捕されているが認めていないので、裁判になったら証言が必要と言われている。事件後、不眠や頭痛、腹痛が続き、仕事も休んでいる」などと被害後の状況について話した。周囲に相談しても、あまり理解を得られず問題をひとりで抱え込んでいる様子も感じられた。 相談員は今後の刑事手続や都民センターの支援について丁寧に説明し、理解を得た。すでに弁護士も依頼しているとのことでだったので、連携しながら支援を実施することを伝えた。 その後は心理士によるカウンセリングにもつなげ、並行して手続のサポート（証言の打ち合わせのための検察庁付添や裁判時の傍聴支援、証言の付添など）を行った。裁判では加害者の一方的な主張を聞いて、腹立たしい思いを抱えたり、体調をくずしたりすることもあったが、その都度、被害者の心情を聞いて受け止め、支え続けた。有罪判決後もカウンセリングを継続する中で、少しずつ症状が軽減し仕事に復帰することができた。 ＊ 事例には若干の変更を加えている。 早期援助団体の利点を生かし、事件後早い時期から関係機関と連携して直接的支援を行っていきたい。

第3号事業「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業」

給付金の申請の補助	電話相談や面接相談の際に犯罪被害者等給付金申請について説明、関係機関への付添い等の支援を行った。 3件実施

第4号事業 「被害者自助グループへの支援事業」

被害者自助グループへの支援事業	犯罪被害者の遺族（交通死亡事故を含む）が、お互いの苦悩・悲しみを語り合うことにより、精神的苦痛や悲嘆を乗り越えていくことを目的とした「自助グループ」活動及び自助グループメンバーに対する支援を行った。
支援実施状況	1 犯罪被害者遺族自助グループ交流会（会員27名）　9回 2 市原刑務所における被害者の感情理解プログラム（10回）、東京家庭裁判所における交通講習の講師派遣（13回）等 3 警察署等における講演活動の連絡調整

第5号事業 「関係機関・団体等との連携による被害者支援事業」

（「公益財団法人日本財団」預保納付金支援事業）

1 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業	被害者支援活動の推進にあたって、関係機関団体主催の会議に参加したほか、合同会議の開催などを通じて連携体制を強化するとともに、個々の相談支援活動においても関係機関の担当者と連絡・調整を行った。
関係機関・団体との連携	・ 全国被害者支援ネットワーク新任事務局長等研修に参加し、被害者支援の現状について学びを深めた。（4月18日） ・ 全国被害者支援ネットワーク全国事務局長等会議に出席し、情報交換を図った。（4月19日） ・ 全国被害者支援ネットワーク全国理事長会議に出席し、情報交換を図った。（8月9日） ・ 全国被害者支援ネットワーク関東甲信越ブロック事務局長等会議に出席し、情報交換を図った。（10月7日） ・ 警察庁「交通事故被害者サポート事業検討会」に出席し、意見交換を行った。（3回：7月27日、12月19日、2月14日） ・ 警察庁交通事故被害者サポート事業「交通事故被害者等支援に関する意見交換会」に参加し、意見交換を行った。（10月18日） ・ 暴力団等排除対策委員会全体会議に出席し、各機関・団体における相互理解を図った。（7月20日） ・ 警視庁犯罪被害者支援室 被害遺児招待イベントに参加、協力した。（5回：4月16日、7月24日、10月22日、12月24日、3月25日） ・ 東京都総務局人権部、警視庁犯罪被害者支援室と総合支援会議を行い連携強化に向けて、情報共有や意見交換を行った。（6回：4月27日、5月25日、9月29日、10月18日、1月20日、3月22日） ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援関係者連絡調整会議に出席し、情報共有を図った。（11月9日） ・ 犯罪被害者支援関連団体と東京三弁護士会犯罪被害者支援に関する協議会に出席し、活動状況について報告し、今後の連携について意見交換を行った。（2月15日） ・ その他、関係機関等と連絡・調整を図り、相互の業務内容を共有するなどして、個々の被害者の状況に応じた支援活動を実施した。（随時）

区(市)及び東京都犯罪被害者支援連絡会との連携	・「東京都犯罪被害者支援連絡会」に出席し、各機関・団体における相互理解と連携強化を図った。 (幹事会:10月26日、総会:1月19日) ・東京都「女性も男性も輝くTOKYO会議」に出席し、各機関・団体における相互理解を図った。(2回:5月27日、2月9日) ・「東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会」の会員として、各機関・団体における相互理解を図った。 ・世田谷区「犯罪被害者等支援検討委員会」に出席し、関係機関・団体との意見交換や情報共有を図った。(3回:8月30日、12月15日、2月22日) ・練馬区「犯罪被害者等支援推進連絡会議」に出席し、連携強化に向けて情報共有を図った。(11月8日) ・その他、自治体被害者支援担当部署等と連絡・調整を図り、相互の業務内容を共有するなどして、個々の被害者の状況に応じた支援活動を実施した。(随時)
2 東京都人権部との連携・協働による被害者支援事業	平成20年4月1日から、東京都人権部と協定「東京都における犯罪被害者等支援業務の実施に関する基本協定書」を締結し、連携・協働による被害者支援事業を行っている。 事業内容は、東京都の総合相談窓口を当センター内に設置し、電話・面接相談、東京都の経済的支援等に関する窓口業務、病院や警察署等への付添いなどの直接的支援及び精神科医等による精神的支援等のほか、東京都職員等に対する犯罪被害者等への対応能力の向上に必要とされる研修等を実施した。 また、区市町村の相談窓口に対する支援の充実・強化を目的として、「区市町村からの研修生受入」を行った。
研修実施状況	・東京都職員等に対する研修会の実施　6回 東京都一般職員・関係機関担当者対象　1回 区市町村職員対象　4回 学校関係者対象　1回
区市町村訪問研修生受入	・区市町村訪問・助言の実施　6回 (渋谷区、町田市、西東京市、足立区、東大和市、文京区) ・区市町村からの研修生受入　4回(1回5日間) 4名(杉並区、世田谷区、国分寺市、多摩市)
3 加盟民間被害者支援団体との連携	被害者が全国のどこにおいても同質で適切な支援が受けられるようにするため、加盟民間被害者支援団体の相談員等に対し、「直接的支援実地研修」を行い、被害者支援に関する知識、技能の習得を図った。 ・直接的支援実地研修　10回(1回5日間)19団体19名

第6号事業「相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業」

（「公益財団法人日本財団」預保納付金支援事業）

相談員・ボランティアの養成及び研修事業	内閣府作成「民間被害者支援団体におけるカリキュラム・モデル案」に基づいて各種研修を実施し、知識・技術の習得・向上に努めた。
1 ボランティア候補者研修	被害者支援の啓蒙、直接的支援活動及び相談業務の拡充を図るため、参加者を公募して被害者支援セミナーを開催し、被害者の実状、被害者支援等に関する研修を行った。 被害者支援セミナー　6月25日　参加者　24名
2 基礎研修	被害者支援に必要な基礎的知識を習得するため、ボランティア候補者及びボランティア（現在12名登録）に対し、全国被害者支援ネットワーク発刊の「直接支援員初級マニュアル」等を活用して、当センター役職員及び部外講師による研修を実施し、関係法令その他支援に必要な知識の習得を図った。 基礎研修　5回
3 実地研修	犯罪被害相談員や関係機関等からの研修生等が相談支援活動に関する実務能力を習得するため、電話・面接相談、直接的支援、被害者自助グループ活動を行う際に指導者が同席・同伴して、個別で指導助言を行った。
4 継続研修 内部研修	ボランティア及び犯罪被害相談員等の支援能力の向上及び直接的支援に向けた法令等の習得を図るため、精神科医、弁護士、関係機関等による全体研修及び相談支援室長等による個別研修を行っている。 内部及びボランティア研修　20回
5 外部研修	被害者支援の関係機関・団体等の見学や他の団体等が行う研修及びセミナー等への参加を通じて、被害者支援に必要な知識及び技能の習得を図った。 ○ 第32回日本被害者学会（6月4日　4名） ○ 世田谷区犯罪被害者等支援シンポジウム（6月1日　1名） ○ 医療観察事件における被害者の関与と情報へのアクセスを考えるシンポジウム（6月15日　3名） ○ 第21回日本トラウマティック・ストレス学会（7月23日～24日　7名） ○ 第11回性犯罪をなくすための対話（8月31日　1名） ○ 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク研修会 ・ 質の向上研修上半期　（8月27日～28日　2名） ・ フォーラム　（10月14日　2名） ・ 秋期全国研修会　（10月15日　10名、10月16日　11名）

	○ 日本心理臨床学会第41回大会(9月2日～25日 1名) ○ 第63回日本児童青年精神医学会総会(11月10日～12日 1名) ○ 暴力団追放都民大会(11月14日 1名) ○ 狭山市犯罪被害者交通被害者支援を考える講演会(11月19日 2名) ○ 杉並区犯罪被害者週間行事(11月20日 3名) ○ 大阪被害者支援アドボカシーセンター被害者支援シンポジウム2022 (11月26日 2名) ○ 警察庁被害者週間川崎大会参加(11月29日 2名) ○ 警察庁被害者週間中央イベント参加(11月30日 3名) ○ 青梅市犯罪被害者週間行事(12月2日 3名) ○ TF-CBTイントロダクトリートレーニング(12月10日～11日 1名)
6 事例検討会の実施	実際の相談事例及び直接的支援の実施事例を取り上げ、精神科医、相談支援室長及び相談支援室長代理等からの助言指導のもと事例検討会を実施し、個々の事例に対する適切な相談・支援要領等を検討した。 事例検討会 53回

第7号事業 「被害者の実態に関する調査及び研究事業」

調査研究事業	・ 第21回日本トラウマティックストレス学会に出席し、トラウマからの回復やPTSDに有効な治療法などについて学んだ。 ・ 日本被害者学会第32回学術大会に出席し、有識者より被害者の現状や関係法令などについて学んだ。

第8号事業 「被害者支援活動に関する広報及び啓発事業」

広報啓発事業	被害者支援意識の高揚とセンターの事業内容の周知を図るため、以下の広報・啓発活動を実施した。 1 関東管区警察学校、警察署等への講師派遣 51回 2 全国ネットワーク、他県被害者支援団体への講師派遣 3回 3 その他の講師派遣 73回 (検察庁、矯正研修所、司法研修所、自治体、学校等) 4 センター視察・見学 22回 5 犯罪被害者支援キャンペーン 2回 (11月2日～3日に新宿駅西口イベント広場、3月11日に日本橋コレド室町地下通路にて開催) 6 区市町村・警察署・警視庁支援室との合同キャンペーン・パネル展 (品川区4/13・9/26、渋谷区6/14、杉並区9/28・11/15、八王子市11/9、文京区11/25、北区11/25、豊島区11/25、9署合同11/25、多摩地区11/25、国分寺市11/30、深川3署合同12/8) 7 センターニュースの発行 (4月、8月、12月発行:各13,000部)

	8　ポスター・リーフレットの作成、警察署等に対するポスター掲出依頼及びリーフレットの活用依頼（7月） ○　ポスター　（B2）　500 枚 ポスター　（A3）　2,150 枚 ポスター　（A4）　3,000 枚 ○　リーフレット（一般用）　170,000 部 リーフレット（直接的支援用）　13,500 部 リーフレット（被害者本人用）　3,300 部 リーフレット（被害者家族用）　3,300 部 リーフレット（遺族《子どもの保護者》用）　3,300 部 リーフレット（関係機関用）　3,300 部 リーフレット（目撃者用）　3,300 部 リーフレット（性被害《子どもの保護者》用）　3,300 部 リーフレット（一般広報用）　4,500 部 ○　被害者子供用小冊子　3,500 部 9　遺族の手記「もう一度会いたい22集」配布(9月）　31,000 部 10　情報紙等への広報掲載 ○　タブロイド新聞「月刊はいからエスト」（東京版）（年6回）、「季刊誌はいから」（年4回） ○　たまきたPAPER（多摩版）（年4回） 11　デジタルサイネージ等を活用した広報活動 ○　新宿駅西口大型ビジョン、動く歩道横柱面広告（10月） ○　ハレザ池袋ブリリアホール（8月～）、池袋西口公園グローバルリング（9月～）、西巣鴨駅前（1月～）、浅草六区（3月～） ○　自治体（国分寺市、渋谷区、品川区、杉並区、八王子市） ○　警察署交番のデジタル掲示板（3月～） 12　クリアファイル作成（7月）　30,000 枚 13　タオルハンカチ作成（10月）　36,000 枚 14　オリジナルボールペンの作成（3月）　35,500 本 15 都内区市町村に対する広報記事掲載依頼　（随時） 16 ホームページ及びスマートフォンサイトの改訂　（随時）

第9号事業 「その他本センターの目的を達成するために必要な事業」

会員確保に向けた活動	会員・寄附の獲得のため以下の活動を実施した。 1　センターニュースの発行（年3回） 2　各種講演・講義等の実施 3　犯罪被害者支援自動販売機の設置（新規12台）及び支援企業契約 4　企業訪問等 5　募金箱の設置